

令和4年度久留米市個人情報保護制度の運用状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1 個人情報業務の登録状況

実施機関からの個人情報保管等に係る業務の届出件数は、下記のとおりです。令和4年度の件数は、登録が14件、変更が74件、廃止が14件となっています。個人情報の保護に関する法律の適用に向けて各業務を見直したため、例年よりも件数が多くなりました。

(単位 件)

実施機関	登録	変更	廃止
市長	15	70	13
企業管理者	0	0	0
教育委員会	0	2	0
選挙管理委員会	0	0	0
公平委員会	0	0	0
監査委員	0	2	1
農業委員会	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0
議会	0	0	0
土地開発公社	0	0	0
合計	15	74	14

参考 令和4年度個人情報業務の登録をした業務名

実施機関		登録	変更	廃止
市長	総務部	0	1	0
	協働推進部	5	15	1
	市民文化部	2	15	5
	シティプラザ	2	1	0
	健康福祉部	1	13	1
	健康福祉部保健所	1	2	0
	子ども未来部	2	3	1
	環境部	0	13	4
	農政部	0	3	1
	商工観光労働部	1	1	0
	都市建設部	0	1	0
	北野総合支所	0	1	0
	三潁総合支所	1	1	0
教育委員会	教育部	0	2	0
監査委員	監査委員事務局	0	2	1
	合計	15	74	14

2 自己情報の開示等請求の状況

自己に関する個人情報の開示等請求状況は、下記のとおりです。

令和4年度の請求件数は、133件であり、その全てが開示請求となっています。開示請求の内訳は、閲覧29件、写しの交付94件、閲覧・写しの交付9件、視聴1件となっており、処理状況は、全部承諾80件、一部承諾39件、不存在14件、拒否0件、取下げ0件となっています。なお、訂正、消去及び停止請求は0件でした。

区分	請求件数	処理の内訳					
		承諾	一部承諾	不存在	拒否	取下げ	
開示	閲覧	29	26	2	1	0	0
	写しの交付	94	53	34	7	0	0
	閲覧・写しの交付	9	1	3	5	0	0
	視聴	1	0	0	1	0	0
訂正	0	0	0	0	0	0	
利用の停止	0	0	0	0	0	0	
消去	0	0	0	0	0	0	
提供の停止	0	0	0	0	0	0	
合計	133	80	39	14	0	0	

一部承諾・拒否・不存在文書の内訳

(1) 一部承諾 (39件)

所管部局	件数	条例14条の2第1項該当号及び件数の内訳	
健康福祉部	28	第1号	25
		第2号	1
		第1号・第2号該当	2
市民文化部	5	第1号	1
		第2号	1
		第1号・第2号該当	1
		一部不存在	2
子ども未来部	3	第1号	1
		第8号	1
		第1号・第8号該当	1
保健所	1	第1号・第2号・第6号該当	1
教育部	1	第8号	1
農業委員会	1	第1号	1

※凡例 「条例14条の2第1項該当号」 (一部承諾の理由)

第1号 ⇒ 個人に関する情報

第2号 ⇒ 法人等に関する情報

第6号 ⇒ 事務又は事業に関する情報

第8号 ⇒ 個人の評価等に関する情報

(2) 不存在 (14 件)

【実施機関：市長】 健康福祉部 7 件、市民文化部 4 件
総務部・子ども未来部・農政部 各 1 件

3 目的外利用・外部提供の届出状況

令和 4 年度の目的外利用・外部提供の届出状況は、下記のとおりです。目的外利用が 6 件、外部提供が 348 件となっています。

実施機関	目的外利用	外部提供
市長	6	306
企業管理者	0	16
教育委員会	0	26
選挙管理委員会	0	0
公平委員会	0	0
監査委員	0	0
農業委員会	0	0
固定資産評価委員会	0	0
議会	0	0
土地開発公社	0	0
合計	6	348

目的外利用 6 件の内訳は、条例第 9 条第 3 項第 3 号（生命等の保護）を適用したものが子ども支援臨時特別給付金の支給業務の 1 件、審議会の答申によるものが 4 件、法律に基づくものが、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律を根拠に行った子育て応援給付金の支給業務の 1 件となっています。

条例第 9 条第 3 項第 3 号（生命等の保護）適用 1 件の内訳

利用先業務名	目的外利用した業務	目的外利用した項目
子ども支援臨時特別給付金の支給業務	児童手当の支給業務、児童扶養手当の支給業務、特別児童扶養手当の支給業務、子育て世帯生活支援特別給付金給付事務	給付対象者に関する情報のうち、受給者氏名・住所・送付先・金融機関名・預金種別・口座番号・口座名義・児童の氏名・生年月日・受給区分・受給開始月

4 審査請求の状況

令和 4 年度には、審査請求はありませんでした。

5 情報公開・個人情報保護審議会の状況

令和4年度は、情報公開・個人情報保護審議会を6回開催しました。

回数	開催日・場所	会議内容及び諮問事項	結論
1	令和4年4月15日 職員会館メルクス2 階中小会議室	<p>諮問案件の審議</p> <p>(1) 市民課が保有する住民基本台帳に係る個人情報（18歳以上の者の情報に限る。）を環境政策課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について</p> <p>(2) 市民課が保有する住民基本台帳に係る情報（世帯主となっている外国人住民の情報に限る。）を広聴・相談課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について</p> <p>(3) 小児慢性特定疾病医療費助成業務に係る個人情報を、国の調査・研究業務に活用させるため、オンライン結合により国へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者に対する健康観察業務を受託事業者へ委託するにあたり、市が保有する自宅療養者の情報をオンライン結合により受託事業者へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p>	全件承認
2	令和4年7月28日 職員会館メルクス2 階会議室	<p>委員紹介・審議会の説明</p> <p>会長・副会長の選任</p> <p>諮問案件の審議</p> <p>(1) 久留米市会計年度任用職員システムの導入に伴い、会計年度任用職員の個人情報を、委託事業者が運用するデータセンターとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p> <p>(2) 保育所・幼稚園の現況届確認業務及び給付認定申請書の入力業務において、現況届及び保育・教育給付認定申請書に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p> <p>情報公開・個人情報保護制度令和3年度運用状況報告（通年）</p> <p>令和3年度特定個人情報の取扱いに関する監査結果報告</p>	全件承認
3	令和4年9月14日 ～令和4年9月22日 書面決議	<p>諮問案件の審議</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る接種券等の印刷・郵送業務を外部委託するに当たり、当該予防接種の対象者の個人情報をオンライン結合等（磁気記録媒体）により受託者へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）</p>	承認

4	令和4年10月4日 職員会館メルクス2 階中小会議室	<p>諮問案件の審議</p> <p>(1) 「住民税非課税世帯生活支援給付金給付事業」の実施について</p> <p>ア 給付金支給対象者の特定や給付金振込みのための口座情報等を得るため、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金業務及び特別定額給付金業務の際に収集した個人情報を目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について</p> <p>イ 給付金振込口座の登録及び変更の入力業務において、口座登録・変更申出書に記載された個人情報を民間事業所が設置・管理するA I - O C Rサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p> <p>(2) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う久留米市個人情報保護条例、久留米市情報公開条例等の改正について</p>	一部承認（(2)は継続審議）
5	令和4年10月31日 職員会館メルクス3 階中小会議室	<p>諮問案件の審議</p> <p>(1) 健康に関するアンケート調査の対象者を抽出するに当たり、市民課が保有する住民基本台帳に係る情報（20歳以上の者の情報に限る。）を保健所健康推進課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について</p> <p>(2) 口座振替による支払い業務において、フロッピーディスクによるデータ渡しから、データ伝送に変更し、久留米市指定金融機関である福岡銀行とオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p> <p>(3) 教育機関向けに提供されるクラウドを活用した教育システムの導入について</p> <p>ア 校務支援システムで管理している久留米市立小学校・中学校・特別支援学校の児童生徒に関する個人情報を目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について</p> <p>イ 個人情報を民間事業者が運用・管理するクラウドサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について</p> <p>(4) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う久留米市個人情報保護条例、久留米市情報公開条例等の改正について（答申案の検討）</p>	全件承認

6 運用状況の公表

令和3年度の久留米市個人情報保護制度の運用状況は、令和4年7月30日に久留米市告示第390号で公表しました。なお、久留米市のホームページ上においても公表しています。

7 職員研修及び意識啓発

令和4年4月 新規採用職員への情報公開制度の研修（集合研修は行わず資料提供のみ）

令和4年5月 任期付非常勤職員への情報公開制度の研修（集合研修は行わず資料提供のみ）